

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 3 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600733 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600262 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 19 年 12 月 12 日は 79 万 7,000 円、平成 20 年 6 月 27 日は 18 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 12 日
② 平成 20 年 6 月 27 日

日本年金機構の記録では、A 社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「2007 年 12 月度賞与明細」及び「2008 年 6 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに B 健康保険組合の回答により、請求者は、平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 15 日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日に係る標準賞与額については、A 社から提出された「2007 年 12 月度賞与明細」及び「2008 年 6 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに B 健康保険組合の回答における賞与額から、平成 19 年 12 月 12 日は 79 万 7,000 円、平成 20 年 6 月 27 日は 18 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600734号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600263号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月12日は58万2,000円、平成20年6月27日は10万6,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日及び平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月12日
② 平成20年6月27日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」及び「2008年6月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びにB健康保険組合の回答により、請求者は、平成19年12月12日及び平成20年6月27日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 12 日及び平成 20 年 6 月 27 日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2007 年 12 月度賞与明細」及び「2008 年 6 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに B 健康保険組合の回答における賞与額から、平成 19 年 12 月 12 日は 58 万 2,000 円、平成 20 年 6 月 27 日は 10 万 6,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600735号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600264号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 12 日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答における賞与額から、36 万 7,000 円とすることが必要である。